

# 千葉県県立学校チャレンジ応援基金に係る 千葉県県立学校教育活動充実プラン実施要領

令和5年7月1日制定

令和6年4月1日一部改正

## (目的)

第1条 この要領は、千葉県県立学校チャレンジ応援基金（以下「基金」という。）を活用した千葉県県立学校チャレンジ応援基金に係る寄附金事務取扱要綱（以下「要綱」という。）第2条に定める「千葉県県立学校教育活動充実プラン」（以下「プラン」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

## (プランの執行)

第2条 県立学校長（以下「校長」という。）は、プランに掲げる寄附募集額を達成し、プランを実施したいとするときは、執行を予定する2か月前までに教育庁企画管理部教育政策課長（以下「教育政策課長」という。）にプラン実施計画書（以下「計画書」という。）（別記第1号様式）を提出するものとする。

2 教育政策課長は、毎月10日までにプランに活用できる寄附金の前月末時点の金額を校長に通知する。

## (プランの一部執行)

第3条 校長は、寄附金が寄附募集額に達する前であっても、部分的にプランの実施が可能である場合は、プランの執行を教育政策課長に協議することができる。

2 校長は、前項によりプランを実施するときは、執行を予定する2か月前までに教育政策課長に計画書を提出しなければならない。

## (プラン執行の承認)

第4条 教育政策課長は、提出された計画書の内容を審査した結果について、校長にプラン執行承認（不承認）書（別記第2号様式）を通知する。

2 教育政策課長は、計画書に基づき予算化等の必要な事務手続きを行う。

### **(寄附Bの補填)**

第5条 要綱第6条第1項の規定による補填は、毎年度末までに受け入れた寄附Bの金額の範囲内とし、教育政策課長は、原則、翌年度5月末日までに行うものとする。

2 校長は、前項に規定する期日より早く補填を希望する場合、又は、前項の補填を希望しない場合は、教育政策課長に申し入れを行うものとする。

3 教育政策課長は、要綱第6条第1項の規定による補填を行った場合は、速やかに校長に通知する。

### **(寄附Cの補填)**

第6条 要綱第6条第2項の規定による補填は、毎年度末までに受け入れた寄附Cの金額の範囲内で、各プラン均等の額とし、教育政策課長は、原則、翌年度5月末日までに行うものとする。

2 プランの不足額が前項に規定する額より低い場合は、当該プランに対する補填額はプランの不足額とする。

3 教育政策課長は、要綱第6条第2項の規定による補填を行った場合は、速やかに校長に通知する。

### **(プランの変更等)**

第7条 校長は、プランの内容を変更したいとするときは、教育政策課長にプラン変更（中止）申請書（別記第3号様式）を提出し、教育政策課長の承認を得るものとする。

### **(実績報告等)**

第8条 校長は、年度内にプランの執行が完了又は一部完了した場合は、完了した日から起算して1か月以内又は当該年度の3月31日までのいずれか早い日までに、実績報告書（別記第4号様式）を教育政策課長に報告する。

2 校長は、前項による報告と併せ、事業の実績について学校のホームページにより、公表するものとする。

### **(寄附金の活用)**

第9条 プランの執行が完了した後、受け入れた寄附金に残額があった場合は、別のプラン又は新たに策定したプランに活用できる。

附則

この要領は、令和5年7月1日から施行する。

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。